

事務連絡
令和8年2月18日

公益社団法人	日本柔道整復師会	}	御中
一般社団法人	全国柔道整復師連合会		
全国柔整鍼灸協同組合			
公益社団法人	日本鍼灸師会		
公益社団法人	全日本鍼灸マッサージ師会		
公益社団法人	日本あん摩マッサージ指圧師会		
社会福祉法人	日本視覚障害者団体連合		

厚生労働省保険局
医療介護連携政策課
医療課医療指導監査室

オンライン資格確認未導入の柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及び
きゅう師の施術所を対象とする指導について（周知）

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く
御礼を申し上げます。

今般、標記について、別添のとおり、地方厚生（支）局あてに連絡しましたの
で、貴団体におかれましても、オンライン資格確認が未導入の場合には対応するよ
う関係者の皆様に周知いただきたく、ご協力のほどお願い申し上げます。

別添

事務連絡
令和8年2月18日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局
医療介護連携政策課
医療課医療指導監査室

オンライン資格確認未導入の柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及び
きゅう師の施術所を対象とする指導について

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所（以下「施術所」という。）については、令和6年12月2日からオンライン資格確認の導入が原則義務化されたところです。

今般、オンライン資格確認の導入が義務であるにもかかわらず未導入であり、やむを得ない事由に該当する旨の申し出がなされていない施術所（以下「未導入施設」という。）を対象として、eラーニング方式による集団指導を下記により実施することとしますので、遺漏なきようお願いいたします。

記

未導入施設を対象とした集団指導については、eラーニング方式により実施することとします。

（1）eラーニング方式による集団指導の概要

未導入施設がインターネットを介してeラーニングシステムにログインし、指定された動画コンテンツを視聴することによって実施します。

（2）対象となる未導入施設について

厚生労働省保険局医療課医療指導監査室から別途提供する未導入施設が対象となります。

（3）受講案内について

受講案内については、厚生労働省から未導入施設に対して送付します。

なお、受講案内は各厚生（支）局名を記載した封筒（別紙1「封筒例」）に未導入施設毎のID及びログインパスワード、照会先として都道府県事務所等名、連絡先を記載した受講案内を同封して送付します。（別紙2「受講案内例」）

(4) 指導実施日等

① 受講案内送付日

令和8年2月20日（金）

② 視聴期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月19日（木）まで

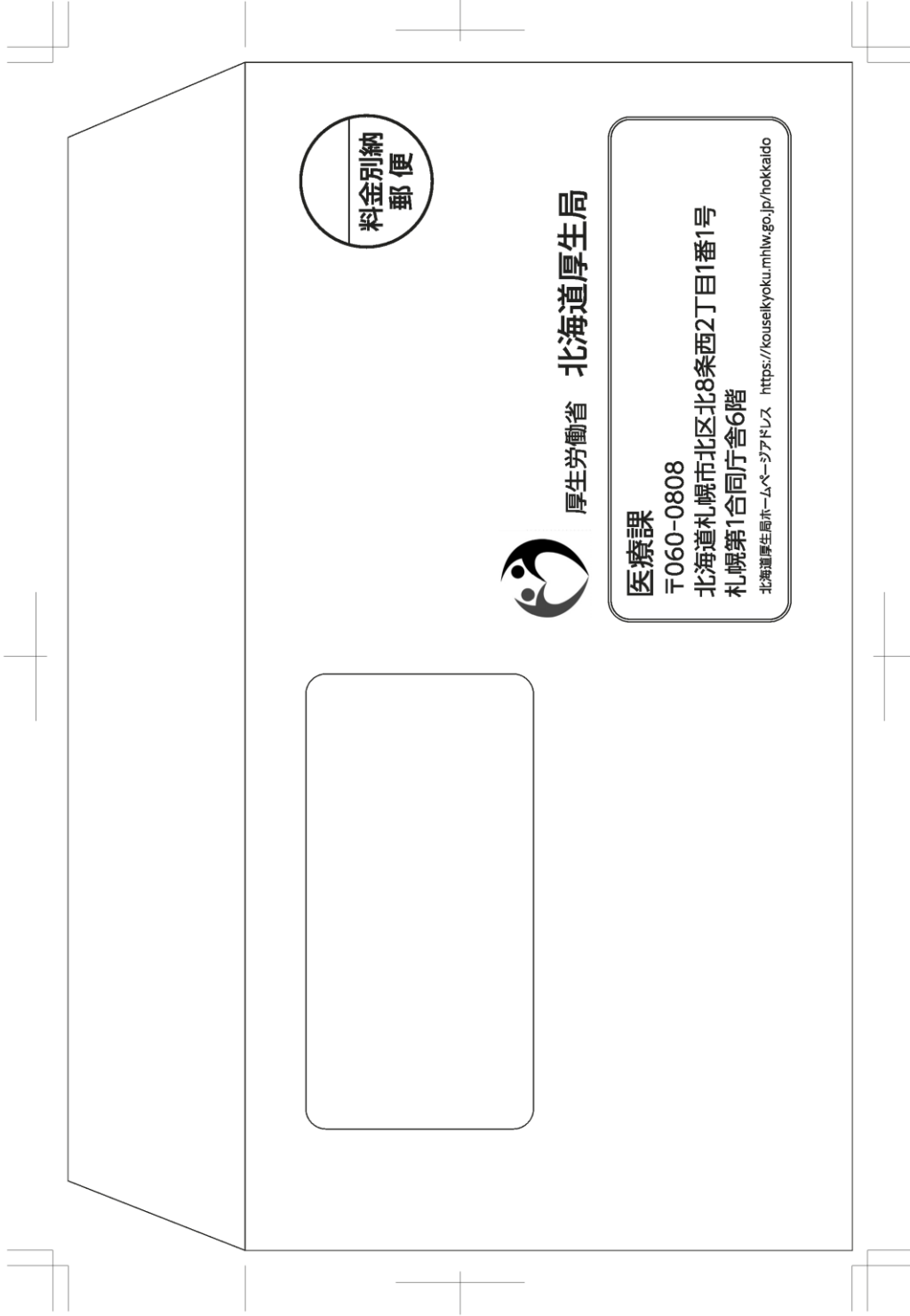
(5) eラーニング方式による集団指導の出席の確認について

集団指導の対象となる未導入施設は、指定された動画コンテンツの視聴を完了することにより、集団指導に出席したこととなりますが、出席の確認については厚生労働省において確認しますので、地方厚生（支）局において、出席の確認をしていただく必要はありません。

(6) その他

インターネット環境等の理由によりeラーニングによる集団指導を受けることができない等の未導入施設があった場合には、資料を送付するなど柔軟に対応願います。

235x120+35 (窓90x45 左から24 底から63)



235x120+35 (窓90x45 左から24 底から63)

料金別納
郵便



厚生労働省 東北厚生局

医療課

〒980-8426

宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20

花京院スクエア21階

東北厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku>

235x120+35 (窓90x45 左から24 底から63)

料金別納
郵便



厚生労働省 関東信越厚生局

医療課

〒330-9713

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館7階

関東信越厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu>

235x120+35 (罫90x45 左から24 底から63)

料金別納
郵便



厚生労働省 東海北陸厚生局

医療課

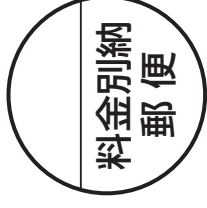
〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1

名古屋合同庁舎第1号館6階

東海北陸厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihoukuriku>

235x120+35 (罫90x45 左から24 底から63)



厚生労働省 近畿厚生局

医療課

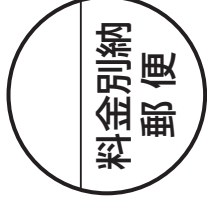
〒541-8556

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号

大阪合同庁舎第4号館3階

近畿厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki>

235x120+35 (窓90x45 左から24 底から63)



厚生労働省 中国四国厚生局

医療課

〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀6-30

広島合同庁舎4号館2階

中国四国厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku>

235x120+35 (窓90x45 左から24 底から63)

料金別納
郵便



厚生労働省 四国厚生支局

医療課

〒760-0019

香川県高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎南館5階

四国厚生支局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku>

235x120+35 (窓90x45 左から24 底から63)

料金別納
郵便



厚生労働省 九州厚生局

医療課

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-8

住友生命博多ビル4F

九州厚生局ホームページアドレス <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu>

令和 8 年 2 月

〒XXX-XXXX

〇〇県〇〇市〇〇-〇〇

〇〇施術所様(施術管理者様)

〇〇厚生局

オンライン資格確認導入のための e ラーニング（集団指導）の実施について
（ご案内）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 12 月から、受領委任の協定又は契約を締結している柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所（以下「施術所」という。）にオンライン資格確認の導入が原則義務化されたところです。

やむを得ない事由に該当する旨の申し出がなされておらず、オンライン資格確認が未導入の施術所に対して、これまで導入に向けて様々な働きかけ（裏面参照）を行ってきましたが、貴施術所においては現時点でオンライン資格確認が導入されていません。

つきましては、下記のとおり e ラーニング（集団指導）を実施いたしますので、視聴可能期間内に視聴してください。

記

1 目的

施術所の開設者、施術管理者を対象に、オンライン資格確認の義務化に関する内容や導入の進め方、サポート等についてご説明し、オンライン資格確認の導入を促すことを目的としています。

2 視聴方法

別紙 1 の URL 等からログインページにアクセスし、e ラーニング用動画（約 20 分 1 本）を視聴してください。なお、インターネット環境等の理由により、e ラーニングの受講が困難な場合、以下の連絡先までお尋ねください。

3 ログイン ID・パスワード（全て半角）

ログイン ID : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

パスワード : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(連絡先)

〇〇厚生局 〇〇事務所

〒XXX-XXXX

〇〇県〇〇市〇〇-〇〇

電話 XXX-XXX-XXXX

XXXXX

4 視聴可能期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月19日（木）まで

5 その他

- ・オンライン資格確認を導入しない場合（やむを得ない事由を申し出た場合を除く）には、個別に導入を促すこととなり、それでもなお導入しない場合（やむを得ない事由を申し出た場合を除く）には、令和8年12月を目途に受領委任の取扱いが中止となりますのでご注意ください。なお、やむを得ない事由に該当する場合、別紙2の方法で申し出を行ってください。
- ・令和8年1月5日以降にオンライン資格確認を導入した、もしくは、やむを得ない事由の申し出を行った施術所については、行き違いとなりますので、ご容赦ください。
- ・既に廃止・休止しているにもかかわらず、本文書が届いた場合は、所管の地方厚生（支）局に廃止・休止の届出を行ってください。
- ・「柔道整復師の施術所」と「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所」の併設施術所であり、どちらかで既にオンライン資格確認を導入済みであるにもかかわらず、本文書が届いた場合は、施術所等向け総合ポータルサイトより「併設申告」を行ってください。「併設申告」の方法等については、オンライン資格確認等コールセンター（0800-080-4583）にお問い合わせください。
- ・導入に当たってご不明な点に対応するため、オンライン資格確認等コールセンター【0800-080-4583 月～金（祝日を除く）8:00～18:00、土（祝日を除く）8:00～16:00】、施術所等向け総合ポータルサイト内「お問い合わせ」ページ（https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=com_inquiry）を設置して相談をお受けしています。
また、本eラーニング（集団指導）に関するご照会は表面に記載の連絡先に、視聴方法に関しては別紙1に記載のメールアドレスにお問い合わせください。

（参考）オンライン資格確認を未導入の施術所への働きかけについて

- ・令和6年12月以降、オンライン資格確認を未導入の施術所（以下、「未導入施術所」という。）に対し、電話及び電子メールにて導入の勧奨、やむを得ない事由に該当する場合はその旨を申し出ることを連絡しました。
- ・令和7年1月に未導入施術所に対して、文書により導入勧奨及び導入状況や導入に当たってのお困りごと等の調査等を行いました。
- ・令和7年5月に未導入施術所に対して、文書により導入勧奨及びやむを得ない事由に該当する場合はその旨の申し出を求める連絡等をしました。
- ・令和7年8月に未導入施術所に対して、文書により重ねて導入勧奨及びやむを得ない事由に該当する場合はその旨の申し出を求める連絡等をしました。

eラーニング用動画の視聴手順

以下の手順でeラーニング（集団指導）用の動画を視聴してください。
視聴手順に関するご照会は、以下のメールアドレスにお問い合わせください。
メールアドレス：kensyu25@e-webinar.net

<p>①右のURLまたは二次元コードからログインページにアクセス</p>	<p>URL：https://ewebinar.uishare.co 二次元コード：</p>
<p>②同封のeラーニング（集団指導）の実施についてのご案内の表面の3に記載のログインID・パスワードを入力してログイン ※全て半角で入力</p>	
<p>③「オンライン資格確認導入のための集団指導」を選択 ※視聴する動画は1本のみ（約20分）</p>	 <p>再生 (▶) を押す</p>
<p>④動画を視聴し、画面右上の表示が「100%」となっていれば、視聴が完了</p>	

※視聴を完了しなければ、集団指導を受講したとみなされませんのでご注意ください。

やむを得ない事由の申し出について

○ オンライン資格確認導入の義務化対象外となるやむを得ない事由

1-1	【柔道整復師の施術所】 施術者が皆、高齢（※）により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合
1-2	【あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所】 施術者が皆、高齢（※）又は視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合
2	令和7年12月2日までの廃止・休止を決めている施術所である場合
3	令和7年12月2日までの受領委任の取扱い中止を決めている施術所である場合

（※）令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合。「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。

○ やむを得ない事由を申し出際の連絡方法

① 施術所等向け総合ポータルサイトの報告フォーム

以下の二次元コードより回答してください。なお、回答には施術所等向け総合ポータルサイトへのログインが必要です。



② メール

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課 保険データ企画室
メールアドレス：suisin@mhlw.go.jp

③ 電話

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583
(月～金 8:00～18:00、土 8:00～16:00 (いずれも祝日を除く))

○ やむを得ない事由を申し出際の報告内容

「施術所名」、「施術所所在地」、「登録記号番号（10桁の漢字又は数字）」、「やむを得ない事由のどれに該当するか」の4つをご連絡ください。